

公立大学法人横浜市立大学退職手当規程第5条第1項第2号及び第3号の適用  
の範囲を定める要綱

制 定 平成28年4月1日  
最近改正 令和6年4月1日

第1条 公立大学法人横浜市立大学退職手当規程（公立大学法人横浜市立大学規程第3号。以下「規程」という。）第5条第1項第2号に規定する「理事長が特に必要と認めた場合」は次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（公立大学法人横浜市立大学規則第4号。以下「就業規則」という。）第25条に定める日（以下「定年退職日」という。）の前日までの間において退職し、又は死亡した者でその勤続年数が35年以上の場合、又はその年の年齢が55歳以上（公立大学法人横浜市立大学職員就業規則の一部を改正する規則（令和5年規則第3号）による改正前の公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「旧規則」という。）第25条第1号の職員については、60歳以上。第2条において同じ。）で、かつその勤続年数が20年以上の場合
- (2) 定年退職日の1年前までの間において退職した者で、その年齢が旧規則第25条において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上で、かつその勤続年数が20年以上の場合（早期退職の申出書を定められた時期までに提出した者に限る。）
- (3) 前2号にかかわらず、規程第3条第1項及び第9条第1項に規定する処分により退職する者は、対象としないものとする。
- (4) 前3号にかかわらず、その退職につき規程第5条第1項第2号の規定を適用することが人事労務管理上合理的に相当と認められる場合

第1条の2 第5条第1項第2号に規定する「理事長が特に必要と認めるもの」は、職員が傷病により休職を命ぜられ、休職期間が満了してなお治癒しないために退職を余儀なくされる程度のものその他これと同等と認められるものとする。

第2条 規程第5条第1項第3号に規定する「理事長が特に必要と認めたもの」は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 定年退職日の前日までの間において退職し、又は死亡した者でその年の年齢が55歳以上で、かつその勤続年数が20年未満のもの
- (2) 定年退職日の1年前までの間において退職した者で、その年齢が旧規則第25条において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上で、かつその勤続年数が13年以上20年未満のもの（早期退職の申出書を定められた時期までに提出した者に限る。）
- (3) 前2号にかかわらず、規程第3条第1項及び第9条第1項に規定する処分により退職する者は、対象としないものとする。
- (4) 前3号にかかわらず、その退職につき規程第5条第1項第3号の規定を適用することが人事労務管理上合理的に相当と認められる者

附 則（平成 28 年 3 月 29 日人第 1150 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する

附 則（平成 30 年 3 月 30 日人第 1198 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 15 日人第 6980 号）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。